契約不適合担保に関する特殊条項（輸入品）

甲及び乙は、契約不適合担保に関し、次の特殊条項を定める。

（契約物品の契約不適合）

輸入品売買一般契約条項第 35 条第５項の規定にかかわらず修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除の通知は、契約物品の納入の日（乙が当該契約不適合につき知って告げなかった場合は、当該契約不適合が発見された日）から　　以内に発しなければならない。